

仕事と育児の両立を進めよう！

株式会社東海道シグマ

1. 育児休業（育休）は性別を問わず取得できます。

対象者	<p>労働者。※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。夫婦同時に取得できます。有期契約労働者の方は、申出時点で、子が1歳6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。</p> <p>< 対象外：育児休業を取得できない労働者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入社1年未満の労働者 ② 申出の日から1年以内（1歳6か月又は2歳までの育児休業の場合は6か月以内）に雇用関係が終了する労働者 ③ 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期間	<p>原則、子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの間の労働者が希望する期間。なお、配偶者が育児休業をしている場合は、子が1歳2か月に達するまで出産日と産後休業期間と育児休業期間と出生時育児休業を合計して1年間以内の休業が可能（パパ・ママ育休プラス）。</p>
申出期限	原則休業の1か月前までに総務部に申し出てください。
分割取得	分割して2回取得可能

2. 出生時育児休業(産後パパ育休) は男性の育児休業取得を促進する制度です。

対象者	<p>男性労働者。なお、養子の場合等は女性も取得できます。</p> <p>※配偶者が専業主婦（夫）でも取得できます。</p> <p>有期契約労働者の方は、申出時点で、出生後8週間を経過する日の翌日から起算して6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない場合取得できます。</p> <p>< 対象外：出生時育児休業を取得できない労働者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入社1年未満の労働者 ② 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者 ③ 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期間	子の出生後8週間以内に4週間までの間の労働者が希望する期間。
申出期限	原則休業の2週間前までに総務部に申し出てください。
分割取得	分割して2回取得可能（まとめて申し出ることが必要）
休業中の就業	調整等が必要ですので、希望する場合、まずは総務部にご相談ください。